

第6編 道路附属施設事業
第2章 交通安全施設等
第1節 歩道等の整備

現 行	改 定
<p>ページ：6-2-1</p> <p>歩道の設置にあたっては、「道路構造令」及び「県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則（平成25年3月29日公布長野県規則第35号）」（以下、県道の構造に関する条例規則という。）の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するものとする。</p> <p>特に、地方部における第三種の道路においては、道路構造令第11条第2項及び県道の構造に関する条例規則第12条第2項により、必要な場合に歩道を設置する規定となっていることに留意し、道路管理者等が地域の実情を踏まえて、適切に判断するものとする。</p> <p>なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」第2条で定義される特定道路の新設又は改築を行うときは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路構造の基準に関する条例（平成25年3月25日公布長野県条例第14号）」及び「同条例施行規則（平成25年3月29日公布長野県規則第34号）」の規定に基づき構造等を決定するものとする。</p> <p>また、自転車通行空間が必要な路線（自転車歩行者道を含む）については「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成24年11月 国土交通省道路局 警察庁交通局）」により自転車道も含めた歩道の構造を検討するものとする。</p>	<p>ページ：6-2-1</p> <p>歩道の設置にあたっては、「道路構造令」及び「県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則（令和元年7月1日公布長野県規則第5号）」（以下、県道の構造に関する条例規則という。）の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するものとする。</p> <p>特に、地方部における第三種の道路においては、道路構造令第11条第2項及び県道の構造に関する条例規則第12条第2項により、必要な場合に歩道を設置する規定となっていることに留意し、道路管理者等が地域の実情を踏まえて、適切に判断するものとする。</p> <p>なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」第2条で定義される特定道路の新設又は改築を行うときは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路構造の基準に関する条例（平成25年3月25日公布長野県条例第14号）」及び「同条例施行規則（平成25年3月29日公布長野県規則第34号）」の規定に基づき構造等を決定するものとする。</p> <p>また、自転車通行空間が必要な路線（自転車歩行者道を含む）については「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月 国土交通省道路局 警察庁交通局）」により自転車道も含めた歩道の構造を検討するものとする。</p>